

広島県告示第百十五号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があつたので、救急医療機関として認定した。

令和七年一月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	所在地	効力を有する期限	備考
中山整形外科医院	広島市東区中山東一丁目五番八号	令和一〇年一月二十九日	更新
広島大学病院	広島市南区霞一丁目二番三号	令和一〇年一月二十九日	更新
総合病院 三原赤十字病院	三原市東町二丁目七番一号	令和一〇年一月二十九日	更新
独立行政法人国立病院機構東広島医療センター	東広島市西条町寺家五一三番地	令和一〇年一月二十九日	更新
独立行政法人国立病院機構福山医療センター	福山市沖野上町四丁目一四番一七号	令和一〇年一月二十九日	更新
市立三次中央病院	三次市東酒屋町一〇五三一番地	令和一〇年一月二十九日	更新
医療法人社団 慈正会 大矢整形外科病院	呉市中央四丁目四番五号	令和一〇年一月二十九日	更新
独立行政法人労働者健康安全機構 中国労災病院	呉市広多賀谷一丁目五番一号	令和一〇年一月二十九日	更新
蜂須賀整形外科	広島市西区己斐本町二丁目一二番二七号	令和一〇年一月二十九日	更新
独立行政法人国立病院機構呉医療センター	呉市青山町三番一号	令和一〇年一月二十九日	更新
医療法人社団仁慈会 安田病院	竹原市下野町三一二三六	令和一〇年一月二十九日	更新
西福山病院	福山市松永町三四〇番一号	令和一〇年一月二十九日	更新
奥田整形外科皮膚科医院	広島市西区井口明神一丁目一五番二一号	令和一〇年一月二十九日	更新